

令和2年7月豪雨災害に 関する緊急要望

政府及び国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよ
う強く要望いたします。

令和2年8月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 野 尻 哲 雄
(大分市議会議長)

令和2年7月豪雨災害に関する緊急要望

令和2年7月豪雨により、九州地方をはじめ、西日本から東日本、さらには東北や北陸にまで及ぶ広い範囲で河川の氾濫や土砂崩れが発生し、多数の尊い人命が奪われるとともに、家屋などの損壊により多くの住民が避難生活を余儀なくされている。

現在、被災地においては、日々、懸命な活動が続けられているが、復旧・復興を進めていくためには、国によるハード・ソフト両面にわたる一層の支援が不可欠な状況にある。

よって、国においては、特に下記の事項について実現されるよう、強く要望する。

記

1 二次災害の防止対策について

長期にわたる降雨により、二次災害の発生する危険性が非常に高まっていることから、土砂災害等への対策を迅速に講じること。

2 激甚災害の早期指定について

令和2年7月豪雨災害について、早期に激甚災害（本激）へ指定すること。

3 新型コロナウイルス感染症対策について

災害ボランティアや避難所に収容されている住民等への感染防止対策のほか、感染者が発生した場合における対応などについて、支援措置を講じること。

4 生活再建に向けた支援について

(1) みなし仮設住宅を含め、仮設住宅の建設や確保に向けた支援を行うこと。また、被害を受けた中小企業・小規模事業者や農林水産業等に対する経営再建への支援措置を講じること。

- (2) 被災した住宅の被害認定に際しては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」で定められているところであるが、浸水高や堆積土砂の深さなどについて、被害の実態を踏まえた柔軟で弾力的な運用も可能となるよう、検討を図ること。
- (3) 被災者が早期に自立した生活を送ることができるよう、災害救助法に基づく支援の拡充を図ること。なお、被災者生活再建支援制度については、支援金の支給対象を半壊や一部損壊にまで拡大するとともに、上限額の引上げを検討すること。

5 災害廃棄物の処理支援について

ごみ処理施設や、し尿処理施設の早期復旧を図るとともに、災害廃棄物の処理に対する支援措置を講じること。また、必要に応じ、広域処理体制の整備等を図ること。

6 被災者生活支援の充実について

被災者に対し、保健や医療、福祉、教育などの生活全般にわたる支援を行うこと。

7 交通機関等の早期復旧について

甚大な被害を受けた道路や鉄道、各種ライフラインなどのほか、文教施設、社会福祉施設等の全面的な早期復旧に向けた支援を講じること。

8 被災地に対する財政等の支援について

- (1) 自治体の職員派遣をはじめとする人的支援に対し、派遣元及び派遣先ともども、財政負担が生じないように特段の措置を講じること。
- (2) 被災自治体を実施する復旧・復興事業に対し、十分な財政支援措置を講じること。また、被災自治体が、災害復旧事業を進めるにあたっては、改良復旧を積極的に活用できるようにすること。